

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及・拡大について

連続休暇の普及・拡大については、平成4年10月に閣議決定された「労働時間短縮推進計画（平成13年8月一部変更）」において、労働時間短縮の重点事項の一つと位置付けられているところであり、また、平成7年7月に策定した「ゆとり休暇推進要綱」においては、これからの休暇の重点目標として、有意義な休暇を実現させるために、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要があるとしています。

ゴールデンウィークの時期は、国民の祝日が集中しており、連続休暇の設定が比較的容易であること、気候的に恵まれていること等有意義な休暇を過ごすために必要なまとまった休暇を取得するのに適した時期と考えています。

このため、本年においても、ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及・拡大を図ることとしましたので、下記の広報啓発、労使に対する働きかけの効果的な実施に努めるようお願いします。

なお、都道府県に対しては、別添のとおり依頼しておりますので、連携を図りつつ推進するよう併せてお願いします。

記

1 広報啓発

地方公共団体の広報誌を始めとする各種の広報手段を積極的に活用して、それぞれの地域の特性をいかした広報啓発の取組を行うこと。

広報啓発の実施に当たっては、別途送付するリーフレットや収集した好事例を有効に活用すること。

2 労使に対する働きかけ

- (1) 地方労働審議会を始めとする各種会議、集団指導等の場を通じて年次有給休暇の計画的取得、特別休暇の設定、週休日の振替及びそれらの組合せによる連続休暇の実施について説明すること。
- (2) サービス業などゴールデンウィーク期間中に連続休暇を実施することが困難と

みられる業種の企業に対しては、ゴールデンウィーク前後の時期における交替制による連続休暇の実施等について働きかけを行うこと。

なお、これらの働きかけを行う場合、経済の動向にかんがみ、働きかけの方法や内容について労使の反発を招くことのないように留意すること。

3 ゴールデンウィークにおける連続休暇実施予定状況調査の実施及び公表

ゴールデンウィークにおける連続休暇実施予定状況調査を実施し、その公表を本省において行うこととしているが、地域的事情により独自調査等を実施する局においては、局独自の調査項目を設定することも差し支えないこと。

また、局独自の調査等を行わない局においても、日頃から好事例の収集等に努めること。

別添

基賃時発第 0224002 号
平成16年2月24日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及・拡大について

連続休暇の普及・拡大については、平成4年10月に閣議決定された「労働時間短縮推進計画（平成13年8月一部変更）」において、労働時間短縮の重点事項の一つと位置付けられているところです。

また、平成7年7月に策定した「ゆとり休暇推進要綱」においては、これからの休暇の重点目標として、有意義な休暇を実現させるために、まとまった日数の連続した休暇を確保する必要があるとしています。

ゴールデンウィークの時期は、国民の祝日が集中しており、連続休暇の設定が比較的容易であること、気候的に恵まれていること等有意義な休暇を過ごすために必要なまとまった休暇を取得するのに適した時期と考えています。

このため、厚生労働省では、ゴールデンウィークにおける連続休暇実施予定状況調査の公表、リーフレットを活用した広報、労使への働きかけの取組を行ってきたところであり、本年も同様の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、都道府県労働局と連携を図りつつ、ゴールデンウィークにおける連続休暇の一層の普及・拡大について御協力いただきますようお願いいたします。